

令和5年度 いじめの対応状況等について

I いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。
なお、起こった場所は学校の内外を問わない。(いじめ防止対策推進法 平成25年法律第71号)

II 令和5年度いじめの対応状況等について

1 いじめの把握

(1) アンケート調査

- ①目的 区内の公立小・中学校におけるいじめ等、児童・生徒間の問題について、調査を通じて現状を把握し、問題の未然防止と早期発見・早期対応を図る。
 - ②形式 児童・生徒及び保護者に対するアンケート方式
 - ③対象 小学校1年生から中学校3年生までの全児童・生徒・保護者
 - ④対象期間
第1回 令和5年 4月1日(土)から令和5年 6月30日(金)まで
第2回 令和5年 7月1日(土)から令和5年11月30日(木)まで
第3回 令和5年12月1日(金)から令和6年 3月25日(月)まで
- (2) その他 教員等による発見、児童・生徒・保護者等の訴えなどにより随時把握する。

2 調査結果と分析(5年間の調査結果の比較)

令和4年度よりアンケート調査の名称を「学校生活のアンケート」に変更し、内容の一部見直しを行った。

(1) いじめの発生状況

	認知件数(件)		いじめの対応状況					
			対応を継続中(件)		解決件数(件)		解消件数(件)	
	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
令和5年度	1323	144	51	29	1272	115	857	80
令和4年度	1375	184	48	16	1327	168	984	129
令和3年度	1180	108	24	0	1156	108	797	85
令和2年度	792	67	23	3	769	64	424	39
令和元年度	974	97	17	3	957	94	632	81

※いじめの解決・解消については、いじめが解決してから約3か月間を見守り期間とし、その期間、児童・生徒が安心して学校に通えた場合をいじめの解消としている。
※令和2年度は、臨時休業(4・5月)及び分散登校(6月)により調査期間中の登校日数が例年より少ない。

- いじめの認知件数は令和5年度において前年度より小学校52件、中学校40件減少した。
- 解決率(解決件数÷認知件数)は小・中学校ともに過去4年間、約95%以上で推移していたが、令和5年度は小学校で約96.1%、中学校で約79.9%だった。
- 小学校の解消率(解消件数÷認知件数)は、年々上昇していたが、令和5年度は64.8%で約7ポイント減少した。また、中学校の解消率は令和元年度から年々減少しており、令和5年度は約55.6%で約14ポイント減少した。
- 小学校では「対応を継続中」の件数が令和元年度から増加傾向にあり、令和5年度も51件と増加した。また、中学校でも、令和5年度は29件が対応を継続中となり、増加傾向である。
 - 多くは簡単に解決・解消していると判断せず、指導や見守りを続けていることが理由である。
 - 人間関係づくりやコミュニケーションの取り方に課題があるケースが増えている。
 - 悪口や軽い暴力など、相手が嫌がることを再び行ってしまうため、関係機関等と連携して粘り強く指導を行っているケースが多い。
 - 人間関係づくりやコミュニケーションの課題があるため、人との関わり合いや様々な交流活動、子ども同士が話し合い合意形成を図りながら学び合うなど魅力ある学習活動を実施する。

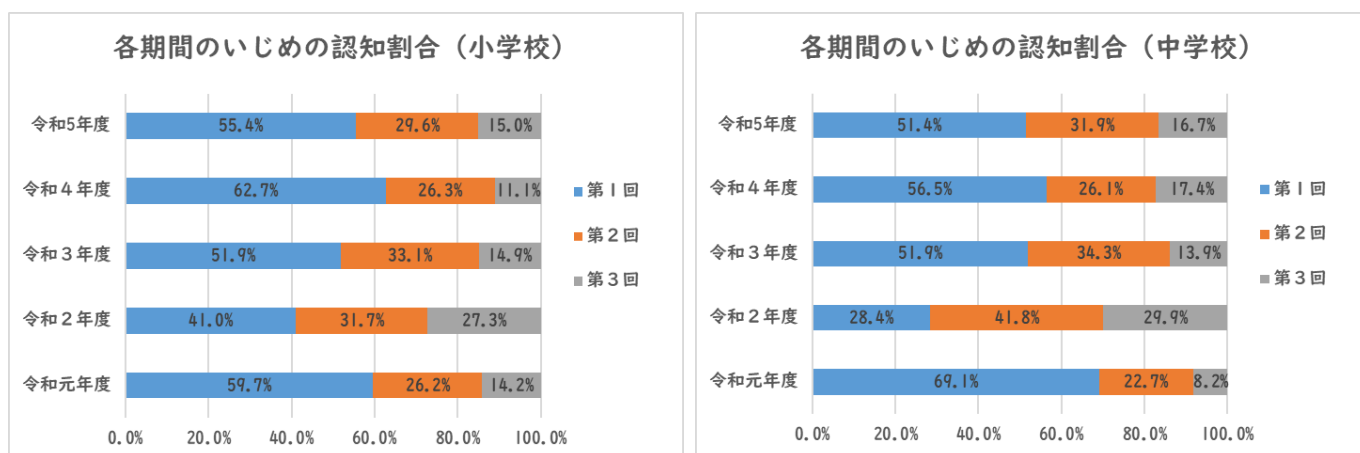
(2) 各期間における新規のいじめの認知割合

	第1回(4月～6月)		第2回(7月～11月)		第3回(12月～3月)	
	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
令和5年度	55.4%	51.4%	29.6%	31.9%	15%	16.7%
令和4年度	62.7%	56.5%	26.3%	26.1%	11.1%	17.4%
令和3年度	51.9%	51.9%	33.1%	34.3%	14.9%	13.9%
令和2年度	41.0%	28.4%	31.7%	41.8%	27.3%	29.9%
令和元年度	59.7%	69.1%	26.2%	22.7%	14.2%	8.2%

※認知割合は、「各期間における新規認知数÷1年間の認知件数」で計算している。

※令和2年度は、臨時休業(4・5月)及び分散登校(6月)により調査期間中の登校日数が例年より少ない。

また、実施時期もずらして実施している(第1回4月～7月、第2回8月～11月、第3回12月～3月)。



○過去4年間、第1回調査(4～6月)でのいじめの認知割合が40%以上となっており、令和5年度も、小学校で約55.4%、中学校で51.4%だった。

➤いじめ対応には、4・5月の指導や未然防止の取組や早期発見・早期対応の取組が効果的であると考えられる。

- ①校内、保幼小中の連携を強化し、引き継ぎを充実させる。
- ②学校や学級をすべての児童・生徒にとって安心・落ち着ける場所にする。
- ③年度当初の教職員研修においていじめ対応について扱い、対応について周知する。
- ④引き続き、保護者アンケートを年2回実施し、いじめの早期発見・早期支援に努める。
- ⑤スクールカウンセラーの全員面接(小学校第5学年・中学校第1学年)に加え、全児童・生徒がいつでも教職員への相談できる体制をつくる。また、その他相談窓口を広く周知する。

(3) いじめの態様

①小学校

	いじめの態様(件)									
	①悪口	②無視 仲間はずれ	③軽い 暴力	④ひどい 暴力	⑤金品を たかられる	⑥金品を 隠す盗難	⑦嫌なことを される	⑧SNSによる 誹謗・中傷	⑨その他	計
令和5年度	851	284	495	6	11	137	121	18	26	1949
令和4年度	779	257	530	6	8	77	95	16	38	1806
令和3年度	725	167	420	3	4	115	61	13	7	1515
令和2年度	453	159	300	3	8	94	43	8	2	1070
令和元年度	675	262	422	12	2	160	18	12	44	1607

②中学校

	いじめの態様(件)									計
	①悪口	②無視 仲間はずれ	③軽い 暴力	④ひどい 暴力	⑤金品を たかられる	⑥金品を 隠す盗難	⑦嫌なこと をされる	⑧SNSによる 誹謗・中傷	⑨その他	
令和5年度	91	16	22	1	2	13	10	14	2	171
令和4年度	124	11	34	1	0	19	7	16	2	214
令和3年度	59	9	15	0	0	12	7	21	0	123
令和2年度	45	10	6	0	1	5	5	6	1	79
令和元年度	64	6	14	1	1	9	1	16	5	117

※1件につき、複数の態様が含まれる場合があるため、合計はいじめの認知件数と一致しない。

※いじめの態様については、文部科学省が実施している「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」と定義を合わせて実施している。

※令和2年度は、臨時休業（4・5月）及び分散登校（6月）により調査期間中の登校日数が例年より少ない。

○過去4年間、小・中学校ともに、いじめの態様で「悪口」「軽い暴力」が多い傾向が見られているが、令和5年度も小・中学校ともに「悪口」「軽い暴力」の件数が多かった。

○いじめの態様に占める割合は、過去4年間「悪口」が小学校で全体の40%以上、中学校で全体の約50%以上を占めていたが、令和5年度も小学校では約43.7%、中学校では約53.2%と高い割合になった。

○過去4年間、小学校では「軽い暴力」の割合が増加傾向にあったが、令和5年度は約25.4%と減少した。

○中学校では令和4年度は約16%で令和5年度が約13%と減少傾向にある。

- ▶小・中学校で「悪口」の割合が高いのは、相手の気持ちを考えない発言など、コミュニケーションの取り方について課題があると考えられる。
- ▶自分の気持ちを言葉でうまく表現できず「軽い暴力」をふるってしまう場面が多いと考えられる。
- ▶新型コロナウイルスが5類感染症となり、人との関わり合いが戻ってくる中で、コミュニケーションの取り方や友達との関わり方などが身についておらず、人間関係がうまくつくりていないことが態様の変化に現れていることが懸念される。
- ▶今後、授業内で協働的な学習を充実させ、児童生徒同士が合意形成を図る場面や自己決定をする場面を取り入れたり、体験活動を充実させたりする必要がある。

○小学校のいじめの態様に占める「SNSによる誹謗・中傷」の割合は、この5年間約1%で推移しており大きな変化はないが、件数は18件と令和4年度より2件増加した。

○中学校のいじめの態様に占める「SNSによる誹謗・中傷」の割合は、令和2年度を除くと、増加傾向にあったが、令和5年度は約8%と大きな変化はなかった。

- ▶中学校では、SNSを含めたコミュニケーションの取り方について、各校が行っている情報モラル教育の効果がでていいると考えられる。
- ▶小学校では引き続き、家庭と連携した情報モラル教育を充実させて行く必要がある。
 - ①活用型情報モラル教材「GIGAワークブックとうきょう」を活用し、SNS等での友達同士の関わりについて児童・生徒が主体的に考えていけるよう指導を進める。
 - ②児童・生徒が主体となってSNS学校ルールを毎年見直し・策定するとともに、SNS家庭ルールを推奨する。
 - ③「GIGAワークブックとうきょう」の「保護者の方へ」等を活用し、保護者への指導・啓発、協力依頼も行っていく。
- ▶SNS等を用いたいじめについては、外部から見えにくい・匿名性が高いなどの性質があるため、学校が認知しきれていない可能性もあるため、家庭と連携し、今後も注視していく。

(4) いじめ発見のきっかけ

	学校の教職員が発見（件）		学校の教職員以外からの情報により発見（件）	
	小学校	中学校	小学校	中学校
令和５年度	１１３７	８０	１８６	６４
令和４年度	１２１７	１０１	１５８	８３
令和３年度	８３９	８８	３４１	２０
令和２年度	４０１	３８	３９１	２９
令和元年度	６１６	６１	３５８	３６

※令和２年度は、臨時休業（４・５月）及び分散登校（６月）により調査期間中の登校日数が例年より少ない。

- 小学校のいじめ発見のきっかけは、「学校の教職員が発見」が増加傾向にあったが、令和５年度は約８６％と約３ポイント減少した。
- 小学校の「学校の教職員以外からの情報により発見」は、令和４年度は約１２％と令和５年度は約１４％と増加した。
- 中学校のいじめ発見のきっかけは、令和５年度は「学校の教職員が発見」が約５５％、「学校の教職員以外からの情報により発見」が約４５％と昨年と大きな変化はなかった。
 - 小学校では、各教職員等の関わりや学校の取組がいじめ発見に効果を上げており、児童や保護者が相談する前に早期発見・早期対応しているケースが増えていると考えられる。
 - 中学校では、系統的な指導で、ＳＯＳを出す力が高まっていると考えられる。
 - 小学校では、本人や保護者等からの相談により発見する割合が増加し、いじめの未然防止・早期発見に向けて、児童や保護者が相談しやすい体制の構築に向けて、さらに改善していく必要がある。
- ①学校いじめ対策委員会のメンバーやいじめ対応担当を周知し、児童・生徒及び保護者等が日常的に相談しやすい体制を構築する。
- ②学校、保護者、関係機関との関わりを増やすような取組が必要である。
- ③保護者に対してのアンケートは、昨年度に引き続き、年２回実施する。

Ⅲ いじめの対応として今後も継続して行う取組

令和４年度１２月に改定された生徒指導提要の内容を踏まえ、以下の取組を行う。

(1) 各小・中学校の取組

- 中野区いじめ防止等対策推進条例や中野区いじめ防止基本方針、学校いじめ防止基本方針等に基づく取組を実施する。
- いじめを正確かつ確実に認知するために、校内研修を計画的に実施し、適切な認知や早期対応を徹底する。

(2) 教育委員会の取組

- 中野区いじめ防止等対策推進条例や中野区いじめ防止基本方針に基づく取組が全校で確実に充実されるよう、研修等で指導を継続する。
- いじめフォーラムの実施や中野区教育委員会作成のリーフレット「いじめのない中野区を目指して」等を活用し、保護者へ中野区いじめ防止等対策推進条例を周知する。

IV 令和6年度の取組の重点

いじめ防止につながる発達支持的生徒指導

- ①担任と児童・生徒・保護者との信頼関係づくり
 - 年度当初（４・５月）における、教室において様々な異なる考えや意見を出し合える自由で安心できる雰囲気確保し、児童・生徒がお互いの違いを理解し合える学級経営の重視。
 - 日頃から児童・生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童・生徒・保護者がいじめを訴えやすい関係づくりや学校体制の整備。
- ②自発性・自主性、自立的な行動ができる力や主体的に取り組もうとする力の育成
 - 児童・生徒が「中野区子どもの権利に関する条例」の考えを知り、意見や考え、思いを表明することができる取組や学校と児童・生徒が話し合い合意形成を図る機会などの推進。
- ③コミュニケーションに関わる学習の充実
 - 学校教育の様々な機会を捉え、一人１台端末を効果的に活用した、互いに認め合う態度を育む取組や、子ども同士が話し合う中で合意形成や自己決定ができるようにする協働的な学びの展開。
- ④学校生活への意識調査の実施
 - 「学校生活のアンケート」では、日々の指導が魅力ある学校づくりにつながっているか点検・評価、改善の実施。
 - 保護者会やセーフティ教室等の機会において、「SNS家庭ルール」づくりを啓発する等、学校と家庭が連携した情報モラル教育の推進。

いじめの未然防止教育

- ①児童・生徒がいじめについて主体的に考える機会の設定
 - 児童・生徒が主体的にいじめについて考え、いじめをなくす取組の実施。
- ②SNSの正しい使い方やマナーに関する学習の充実
 - 活用型情報モラル教材「GIGAワークブックとうきょう」等を活用した、情報モラルや一人１台タブレットの使用のルールやモラルについて児童・生徒が主体的に考える場の設定。

いじめの早期発見対応

- ①連携の強化
 - 児童・生徒の健全な育成の観点から、警察との日常的に情報共有や相談を行うことができる連携体制の構築。また、インターネット上のいじめや、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案における、警察と連携した対応。
 - 保護者アンケートを年間２回実施し、担任やスクールカウンセラー等と保護者との連携の強化。
- ②「学校いじめ対策委員会」を核とした対応の徹底
 - 組織的にいじめの解消に向けた対応及び対応経過の記録の徹底
 - 重大事態につながらないよう、被害の子ども安全確保と不安解消及び、加害の子どもに対する組織的・計画的な指導及び観察。
 - 被害及び加害の子ども保護者への丁寧な説明と相互の理解に基づく対応の徹底。
- ③いじめの理解の促進
 - 「いじめ防止対策推進法」に基づいたいじめの確実な認知・対応や、多面的・多角的な児童・生徒理解に基づいた組織的・計画的な指導の徹底
- ④相談体制の充実
 - 今年度より配置された各中学校区の区費カウンセラーと連携し、相談体制の充実を図る。